

広情個審第6号
令和2年6月2日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定等に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成28年4月25日付け広市教学教第13号及び第15号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第154、155号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

- ① 平成28年4月25日付け広島市教学教第13号の諮問事案（諮問第154号事案）
平成28年3月11日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同月25日付け広島市教学教第210号で行った公文書部分開示決定（以下「本件処分1」という。）に対する同月29日付け異議申立て
- ② 平成28年4月25日付け広島市教学教第15号の諮問事案（諮問第155号事案）
平成28年3月11日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同月25日付け広島市教学教第211号で行った公文書不開示決定（以下「本件処分2」という。）に対する同月29日付け異議申立て

1 審査会の結論

- (1) 本件処分1において、別表1に掲げる公文書について、実施機関が行った部分開示決定において不開示とした情報のうち、別表1の②欄に掲げる部分は開示すべきである。
なお、その他の不開示とした情報について、不開示としたことは妥当である。
- (2) 本件処分2において、別表2に掲げる公文書について、実施機関が行った不開示決定は妥当である。
（なお、別表1及び別表2に掲げる公文書を合わせて、以下「本件公文書」という。）

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張は、次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、全てを開示せよ。

(2) 異議申立ての理由

業務上の被処分者の個人情報の保護は不必要である。
市職員の懲戒処分については公益性が高く、全てを公開すべきである。

3 実施機関の主張要旨

説明書及び口頭意見陳述における実施機関の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 本件について、実施機関は、懲戒処分の公表基準を定め、この基準に従って懲戒処分の公表を適切に行っている。
この基準に従って公表することとされていない情報を公開すると、特定の個人を識別することが可能となることから、不開示部分は条例第7条第1号に該当する。
- (2) 実施機関が行う人事管理に係る事務に関する情報には、被処分者に対する調査により判明した事項や、調査方法等が含まれているが、これらを開示すると、今後、同種の事実調査を行う場合にその協力が得られなくなり、適切な情報収集を行うことが困難となるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示部分は条例第7条第3号に該当する。
- (3) さらに、学校名等の被処分者の所属が分かる情報を開示すると、児童・生徒の教育活動を阻害し、ひいては本市の教育行政に少なからず支障をきたすおそれがある。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に即して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 審査の併合について

諮問第154号及び諮問第155号については、申立人が同一であること及び異議申立ての趣旨が同様であることから、当審査会は、これらを併合して審議することとした。

(2) 条例第7条第1号及び第3号の規定について

① 条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、第7条第1号ただし書きの規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

② また、条例第7条第3号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、おそれとして「エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」等を定めている。

(3) 本件公文書の不開示の該当性について

ア 公文書1-1について

不開示部分は、被処分者の所属、氏名、生年月日、所有免許状、現住所、経歴、事件の概要、処分の事由である。

このうち、別表1の公文書1-1の②欄に掲げる情報については、特定の個人を識別することができる情報とはいえ、また、公にすることにより実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるともいえないことから、条例第7条第1号及び第3号のいずれにも該当しないと解されるため、これらの情報は開示すべきである。

その他の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第7条第1号に該当し、また、同号ただし書きのいずれにも該当しないことから、実施機関が不開示としたことは妥当である。

イ 公文書1-2について

不開示部分は、被処分者の所属、氏名、生年月日、経歴、所有免許状、対象職員の行為（事件の概要）、処分の程度であり、当審査会が見分したところ、処分の程度には、処分の量定に関する情報が記載されていた。

このうち、別表1の公文書1-2の②欄に掲げる情報については、特定の個人を識別することがで

きる情報とはいえず、また、公にすることにより実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるともいえないことから、条例第7条第1号及び第3号のいずれにも該当しないと解されるため、これらの情報は開示すべきである。

その他の情報のうち、処分の量定に関する情報以外は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第7条第1号に該当し、また、同号ただし書きのいずれにも該当しないことから、実施機関が不開示としたことは妥当である。そして、処分の量定に関する情報は、人事管理に係る情報で、公にすることにより将来の懲戒処分事務に支障を及ぼすおそれがあるため、同条第3号に該当すると認められることから、実施機関が不開示としたことは妥当である。

ウ 公文書1-3について

公文書1-3には、不開示部分はない。

エ 公文書1-4について

不開示部分は、被処分者の所属、氏名、生年月日、最終卒業学校名、部科名卒業年次、所有免許状(教科)である。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第7条第1号に該当し、また、同号ただし書きのいずれにも該当しないことから、実施機関が不開示としたことは妥当である。

オ 公文書1-5について

不開示部分は、被処分者の所属、氏名、処分の事由である。

このうち、別表1の公文書1-5の②欄に掲げる情報については、特定の個人を識別することができる情報とはいえず、また、公にすることにより実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるともいえないことから、条例第7条第1号及び第3号のいずれにも該当しないと解されるため、これらの情報は開示すべきである。

その他の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第7条第1号に該当し、また、同号ただし書きのいずれにも該当しないことから、実施機関が不開示としたことは妥当である。

カ 公文書2-1及び公文書2-2について

公文書2-1は被処分者が作成した顛末書、公文書2-2は実施機関の職員が被処分者本人からの聞き取り内容を記載したものであり、当審査会が見分したところ、経緯等が記されている。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、また、人事管理に係る事務に関する情報で、公にすることにより、今後、同種の事実調査を行う場合にその協力が得られなくなり、適切な情報収集を行うことが困難となるなど当該事務に支障をおよぼすおそれがあるため、条例第7条第1号及び第3号に該当すると認められることから、実施機関が不開示としたことは妥当である。

(4) 申立人の主張について

ア 申立人は、業務上の被処分者の個人情報の保護は不必要であり、市職員の懲戒処分については公益性が高く、全てを公開すべきである旨主張する。

イ 申立人のこの主張は、被処分者の氏名や住所等の個人情報について、条例第7条第1号ただし書き

エの「職務の遂行に係る情報」に該当するとして開示するよう求めるものと解されるが、この規定により開示されるのは、当該公務員等の職と職務遂行の内容に係る部分に限られており、氏名や住所等の個人情報開示対象とはなっていない。

ウ また、申立人のこの主張は、懲戒処分を受けた職員に関する情報について、条例第9条に基づき、公益上特に必要があると認めて開示するよう求めるものとも解されるが、本件については既に報道等で周知され、実施機関においても再発防止に努めていること等を踏まえると、当該職員に関する情報を開示することに、当該職員の個人情報を不開示情報として保護する利益を上回る公益上の特段の必要性があるとは言えない。

エ 以上のことから、申立人の主張を採用することはできない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表1

	① 本件公文書の件名	② 開示すべき部分
公文書1-1	教職員の処分等について（平成28年2月5日起案）	<p>○ 「4 事件の概要」のうち次の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2行目1文字目から9文字目まで ・ 2行目12文字目から15文字目まで ・ 3行目12文字目から4行目4文字目まで ・ 4行目7文字目から5行目15文字目まで ・ 5行目18文字目から末尾まで ・ 6行目3文字目から19文字目まで ・ 6行目22文字目から11行目10文字目まで ・ 11行目13文字目から26文字目まで ・ 12行目37文字目から13行目2文字目まで ・ 13行目5文字目から14行目末尾まで ・ 次ページの1行目から5行目まで ・ 次ページの15行目から17行目まで <p>○ 処分事由説明書</p> <p>「5 処分の事由」のうち次の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2行目11文字目から38文字目まで ・ 2行目41文字目から6行目3文字目まで ・ 6行目6文字目から30文字目まで ・ 8行目1文字目から9行目4文字目まで
公文書1-2	教育委員会議への議案の提出について議案10（平成28年2月6日起案）	<p>○ 別紙の「2 対象職員の行為（事件の概要）」のうち次の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2行目1文字目から9文字目まで ・ 2行目12文字目及び15文字目まで ・ 3行目12文字目から4行目4文字目まで ・ 4行目7文字目から5行目15文字目まで ・ 5行目18文字目から末尾まで ・ 6行目3文字目から19文字目まで ・ 6行目22文字目から11行目10文字目まで ・ 11行目13文字目から26文字目まで ・ 12行目37文字目から13行目2文字目まで

		<p>目まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 13行目5文字目から19行目末尾まで ・ 次ページの6行目から8行目まで <p>○ 「3 不適切な行為について」のうち次の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5行目7文字目から28文字目まで
公文書1-3	教職員の人事について（平成28年2月6日起案）	—
公文書1-4	広島市立学校教職員の進退について（平成28年2月8日起案）	—
公文書1-5	教職員人事について（平成28年2月12日起案）	<p>○ 処分事由説明書</p> <p>「5 処分の事由」のうち次の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2行目11文字目から38文字目まで ・ 2行目41文字目から6行目3文字目まで ・ 6行目6文字目から30文字目まで ・ 8行目1文字目から9行目4文字目まで

別表 2

	本件公文書の件名
公文書 2 - 1	顛末書
公文書 2 - 2	本人からの聞取り

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H28. 4. 25	広市教学教第13、15号の諮問を受理 (諮問第154、155号で受理)
R1. 6. 21 (第1回審査会)	第1部会で審議
R1. 7. 26 (第2回審査会)	第1部会で審議
R1. 8. 13 (第3回審査会)	第1部会で審議
R1. 9. 20 (第4回審査会)	第1部会で審議
R1. 10. 18 (第5回審査会)	第1部会で審議
R2. 4. 10 (第6回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院人間社会科学研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
濱 野 滝 衣	弁護士